

第3章 第6期亀岡市障がい福祉計画

令和3年度実績報告

P15～24 各種サービス

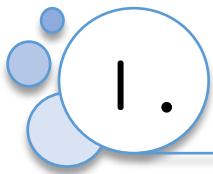
- (1) 訪問系 (2) 日中活動系 (3) 居住系 (4) 相談支援
- (5) 障がい児への支援

P25～34 地域生活支援事業

- (1) 必須事業 (2) 任意事業

※令和4年度亀岡市障害者施策推進協議会用資料として

「第4期亀岡市障がい者基本計画」及び「第6期亀岡市障がい福祉計画」冊子より一部抜粋



1. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

○「亀岡市障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生社会の実現及び障害児通所支援等の円滑な実施』や「第4期亀岡市障がい者基本計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

①障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

○共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

○障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がいもしくは精神障がいのある人又は難病患者等であって、18歳以上の人及び障がいのある児童とし、地域において均等にサービスの充実を図ります。

○発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

③障がいのある人が選べる暮らし、生きがいを持って働ける、それぞれに適したサービスの提供体制の整備

○障がいのある人が地域生活の場所（グループホーム等）を選択することができ、65歳到達時には一人ひとりの生活状況やニーズに即して、障がい福祉サービスや介護保険サービスが継続的に利用できるよう、体制を整備します。

○生きがいを持って働けるように障がいのある人の就労を支援するなど、それぞれに適したサービスの提供体制を計画的に整備します。

④地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域のあらゆる住民が、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを目指します。
- 地域の実情に応じた制度の横断的な運用やサービス確保のための柔軟な対応、医療的ケア児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする人に対して、包括的な支援体制の構築を推進します。
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等を行い、地域での暮らし、生きがいを共に創出し、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

- 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関連機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障がい児支援に係る各種サービスの利用により、障がい児の社会適応力を高め、地域での保育、教育等の支援を受けられるようにすることを目指します。そして、障がいのあるなしに関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2) 計画の視点 (第5期障害福祉計画策定以降の制度変更)

○令和2年5月に示された基本指針に基づき、本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

① 重度化・高齢化に対応した地域生活の支援

○地域での生活を希望する人が、暮らしを継続するために必要な障がい福祉サービス等の提供体制を整備することが必要であり、特に、重度化・高齢化した障がい者が地域生活を希望する場合の対応として、居住支援をはじめ、常時の支援体制を確保することが求められています。

② 地域共生社会の実現に向けた取組・仕組み

○「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が主体的に地域づくりに取り組む「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要です。

① 中心的機能を備えた相談支援（包括的な支援体制の構築）

相談支援が地域の様々な相談を受け止め、自ら対応もしくは多機関につなぐ中核の機能を持つこと

② 多様な社会参加に向けた支援（制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保）、相談支援と就労支援、居住支援を一体的に行うこと

③ 常時の看護や介護を必要とする重度障がいのある児童への支援

○短期入所の実施に関する家庭環境や家族のニーズの把握、多様なニーズに対応する役割の検討。

○コーディネーターに求められる具体的な役割の検討。

(3) 基盤整備方針(継続)

○障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。福祉現場においては、人材確保、定着が課題となっており、課題解決に向けて更なる検討が必要です。市内や南丹圏域内における相談状況を鑑みながら、今後は地域の実状に応じて相談支援及びサービス提供体制等を整備していくことも検討します。なお、基盤整備にあたっては、障がい、介護分野だけでなく、児童福祉等の関係機関を含めて行うこととします。

① 必要な訪問系サービスの保障

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 希望する日中活動系サービスの保障

○希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障がいのある人が、地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

④ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

○また、各関係機関の連携のもと、居住支援や地域支援等の機能を集約することにより、地域生活支援拠点の整備を図ります。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

○就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

○就労定着支援事業により、障がいのある人と企業や関係機関等との調整により障がいのある人が長く働き続けるための支援を行います。

⑥相談支援体制の充実

○障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実が不可欠です。そのためには、相談支援体制の整備として、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保します。

⑦障がい児支援体制の整備

- 障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備を進めます。
- 医療的ケア児に関して、保健・医療・福祉等の関係機関との協議の場における検証、検討及びコーディネーターの配置により、医療的ケア児の地域での生活を支援します。

2. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行(継続)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○地域生活移行者数：令和元年度末入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
亀岡市の方針	○本市には、施設入所を必要とする人が多いため、目標数値を設定せず、ニーズに応じて地域生活へ移行するための支援に努める。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目	数 値	考 え 方
第5期計画	平成28年度末時点の施設入所者(A)	78人	
	【目標】地域生活移行者数	増やす	(A)のうち、令和元年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	【実績】地域生活移行者数	0人	令和元年度末までの結果 【未達成】
	【目標】令和元年度末時点の施設入所者数	減らす	(A)の時点から、令和元年度末時点における施設入所者の削減目標値
	【実績】令和元年度末時点の施設入所者数	83人 +5人	令和元年度末までの結果 【未達成】



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	数 値	考 え 方
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者(B)	83人	
	【目標】地域生活移行者数	増やす	(B)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	【目標】令和5年度末時点の施設入所者数	減らす	(B)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の整備(継続)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込みを設定する。
亀岡市の方針	○保健・医療・福祉関係者等による協議の場を活用し、南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、地域の課題について検証、検討する。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目
第5期計画	【目標】 南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、保健、医療福祉関係者による協議の場の整備
	【実績】 南丹圏域自立支援協議会の精神保健福祉部会を保健・医療・福祉関係者等による協議の場として位置づけ、地域課題の抽出及び具体的取組等について、年に2～3回部会を開催し、継続的に協議している。



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
第6期計画	【目標】 南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、保健・医療・福祉関係者等による協議の場の整備	1箇所

■ その他活動指標

	項 目	目標
第6期計画	保健・医療・福祉関係者等による協議の場の開催回数	2～3回/年
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場への参加人数	各1人以上
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年

②退院後一年以内の地域における平均生活日数(新規)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○退院後一年以内の地域における平均生活日数：316日以上
亀岡市の方針	○精神障がいのある人のニーズに応じて地域における生活支援を行っているが、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、今後も京都府との連携により地域における生活支援に努める。

③精神病床における一年以上長期入院患者数(継続)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○精神病床における一年以上長期入院患者数：10.6万人～12.3万人
亀岡市の方針	○精神科病院への長期入院患者数、期間等については、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、京都府との連携のもと地域生活への移行促進に努める。

④精神病床における早期退院率(継続)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として次の①～③を基本に設定 ① 令和5年度における入院後3か月時点の退院率：69% ② 令和5年度における入院後6か月時点の退院率：86% ③ 令和5年度における入院後1年時点の退院率：92%
亀岡市の方針	○精神科病院への入院者については、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、今後も京都府との連携により円滑な地域生活への移行支援に努める。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実(継続・新規)

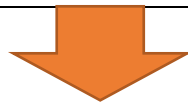
① 地域生活支援拠点等の整備

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討。
亀岡市の方針	○南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)において地域生活支援拠点を整備(面的整備)・運用するとともに、年1回以上運用状況を検証、検討する。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目
第5期計画	【目標】 南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)で地域生活支援拠点を整備する。
	【実績】 南丹圏域2市1町(亀岡市、南丹市、京丹波町)で地域生活支援拠点での整備を検討中。



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
第6期計画	地域生活支援拠点の整備(南丹圏域において面的整備を行う)	整備
	地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討	1回/年以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行及び定着(継続・新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち就労移行支援事業：1.3倍 ・就労継続支援A型事業：1.26倍 ・就労継続支援B型事業：1.26倍 <p>○就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち7割以上の利用者</p> <p>○就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上</p>
亀岡市の方針	<p>○市内に就労移行支援事業所が少なく、また、就労定着支援事業所が開設されていないことから、国が示す目標数値の設定は困難であるが、就労については重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。</p>

■ 第5期計画の達成状況

	項 目	目 標	実 績
第5期計画	福祉施設から一般就労への移行者数	17人	4人
	就労移行支援事業の利用者数	30人	17人
	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	1箇所	0箇所
	就労定着支援事業所の新規利用者のうち令和2年度末までの職場定着率	50%	71.4%



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	数 値	考 え 方
第6期計画	福祉施設から一般就労への移行者数	18人	令和元年度時点の一般就労への移行者数の1.3倍に、第5期計画の未達成分を加える
	就労移行支援事業利用者数	8人	
	就労継続支援A型事業利用者数	6人	
	就労継続支援B型事業利用者数	4人	
	就労定着支援事業利用者	7割以上	国の方針に基づく

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(継続・新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ○難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保 ○保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ○医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
亀岡市の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児支援については、重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。 ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について市内に1か所を設置しているが、令和5年度末までに支援に必要な設置数を検討する。 ○医療的ケア児の支援については、令和2年度に圏域で協議の場を設置。関係機関等と今後の具体的な支援について検討する。

■ 第5期計画の達成状況

	項 目	目標	実績
第5期計画	児童発達支援センター数	1箇所	1箇所
	保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1箇所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	1箇所



■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
第6期計画	児童発達支援センター数	1箇所
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	検討
	保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	整備

(6) 相談支援体制の充実・強化等(新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。 ○総合的・専門的な相談支援の実施の有無 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
亀岡市の方針	多様化する相談や専門性を要する相談に対応するため、相談支援事業所による協議の場を充実するとともに、今後の国の動向を鑑みながら総合的・専門的な相談支援を実施するための中核的役割について検討する。

■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目標
計 画 第 6 期	障がいのある人が生涯にわたり利用できる、より総合的・専門的な相談支援を実施する機関	1 箇所

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築(新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 ○都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ○障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
亀岡市の方針	○障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から都道府県が実施する研修に市職員が積極的に参加できる支援体制の構築に努める。 ○障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、市内の事業所を中心に共有できる体制の設置について、検証、検討する。

■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目 標
第6期計画	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	5人/年
	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を市内の事業所を中心に共有する体制	検討

(8) 発達障がい者等に対する支援(新規)

■ 第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
亀岡市の方針	○発達障がい児者及びその家族に対し、現行のペアレントトレーニング等による支援を継続するとともに、支援体制の構築について検討する。

■ 第6期計画の目標設定

	項 目	目 標
第6期計画	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人以上/年

3. 各種サービスの実情と見込み量

(1) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利用時間			利用人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護	計画値	4,256	4,288	4,320	133	134	135
	実績値	4,376	4,346	4,256	133	134	132
同行援護							
行動援護							
重度障がい者等包括支援	達成率	102.8%	101.3%	98.5%	100.0%	100.0%	97.7%

【見込み量】

月平均利用量(時間)、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	4,638	4,389	4,424
	人	147	137	138
同行援護				
行動援護				
重度障がい者等包括支援				

(2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会の提供
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援の提供
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利 用 日 数			利 用 人 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画値	4,883	4,921	5,035	257	259	265
	実績値	4,811	5,000	4,997	251	258	260
	達成率	98.5%	101.6%	99.2%	97.6%	99.6%	98.1%
自立訓練（機能訓練）	計画値	5	5	5	1	1	1
	実績値	16	11	1	2	1	1
	達成率	320.0%	220.0%	20.0%	200.0%	100.0%	100.0%
自立訓練（生活訓練）	計画値	90	90	90	5	5	5
	実績値	216	160	183	11	10	10
	達成率	240.0%	177.7%	203.3%	220.0%	200.0%	200.0%

3. 各種サービスの実情と見込み量

就 労 移 行 支 援	計画値	459	476	510	27	28	30
	実績値	250	254	253	15	14	14
	達成率	54.4%	53.3%	49.6%	55.5%	50.0%	46.6%
就 労 継 続 支 援 (A 型)	計画値	1,197	1,273	1,349	63	67	71
	実績値	969	973	1,123	53	55	61
	達成率	80.9%	76.4%	83.2%	84.1%	82.0%	85.9%
就 労 継 続 支 援 (B 型)	計画値	2,952	3,078	3,168	164	171	176
	実績値	3,029	3,351	3,510	165	188	205
	達成率	102.6%	108.8%	110.7%	100.6%	109.9%	116.4%
就 労 定 着 支 援	計画値	22	24	26	11	12	13
	実績値	1	9	6	1	6	6
	達成率	4.5%	37.5%	23.0%	9.0%	50.0%	46.1%
療 養 介 護	計画値				20	20	20
	実績値				19	17	17
	達成率				95.0%	85.0%	85.0%
短 期 入 所	計画値	303	303	303	53	53	53
	実績値	345	276	232	55	53	41
	達成率	113.8%	91.0%	76.5%	103.7%	100.0%	77.3%

【見込み量】

■生活介護

支援学校卒業生の受入れ先として、利用者の増加が年々見込まれるため、今後も利用が増加することを見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	5,151	5,339	5,510
	人	265	281	290

■自立訓練

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用期間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日	0	18	18
	人	0	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	182	216	216
	人	11	12	12

3. 各種サービスの実情と見込み量

■就労移行支援

令和5年度末における成果目標を踏まえての見込み量としています。今後も雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日	229	272	289
	人	12	16	17

■就労継続支援

A型事業所及びB型事業所の利用者増加を令和5年度末における成果目標として設定しています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日	1,176	1,288	1,327
	人	61	68	70
就労継続支援（B型）	人日	3,904	3,588	3,678
	人	225	205	210

■就労定着支援

年間の一般就労移行件数、定着人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人日	11	9	9
	人	11	6	6

■療養介護

医療が必要な重度心身障がい児者が対象となり、必要量を見込んでいます。

月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	17	20	21

■短期入所

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人日	278(68)	310(109)	315(113)
	人	45(19)	54(19)	55(20)

※（ ）は医療型短期入所の見込み量

(3) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしに移行した人に対して、定期的に訪問、電話、メール等により必要な助言や医療機関等との連絡調整
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

【実績】

月平均実人数

サービス名		利 用 人 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	86	96	91
	実績値	79	85	92
	達成率	91.8%	88.5%	101.0%
施設入所支援	計画値	78	77	76
	実績値	78	83	82
	達成率	100.0%	107.7%	107.8%

【見込み量】

月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	1	1
共同生活援助	人	98	92	94
施設入所支援	人	81	82	81

(4) 相談支援

【サービス概要】

サービス名	内 容
計 画 相 談 支 援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画を作成する。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行う。
地 域 移 行 支 援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地 域 定 着 支 援	地域生活へ移行した後の地域への定着、既に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【実績】

月平均実人数

サービス名		利 用 人 数		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計 画 相 談 支 援	計画値	548	563	581
	実績値	500	529	601
	達成率	91.2%	93.9%	103.4%
地 域 移 行 支 援	計画値	1	1	1
	実績値	1	0	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%
地 域 定 着 支 援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

年間実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画 相 談 支 援	人	613	597	614
地 域 移 行 支 援	人	0	1	1
地 域 定 着 支 援	人	0	1	1

(5) 障がい児への支援

【サービス概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重症心身障がい児等に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
障がい児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に関して、保健・医療・福祉等の関係機関との協議の場における検証、検討及びコーディネーターの配置により、医療的ケア児の地域での生活を支援する。

3. 各種サービスの実情と見込み量

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画値	273	300	330	91	100	110
	実績値	294	341	354	92	106	109
	達成率	107.6%	113.6%	107.2%	101.0%	106.0%	99.0%
放課後等デイサービス	計画値	2,353	2,821	3,380	181	217	260
	実績値	2,173	2,420	2,725	194	219	256
	達成率	92.3%	85.7%	80.6%	107.1%	100.9%	98.4%
保育所等訪問支援	計画値	5	10	15	1	2	3
	実績値	1	1	1	1	1	1
	達成率	20.0%	10.0%	6.6%	100.0%	50.0%	33.3%
居宅訪問型児童発達支援	計画値	5	10	15	1	2	3
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

年間実利用人数・配置者数

サービス名		利用人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障がい児相談支援	計画値	273	319	373
	実績値	351	394	431
	達成率	128.5%	123.5%	115.5%
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	計画値	1	2	3
	実績値	5	2	0
	達成率	500.0%	100.0%	0%

3. 各種サービスの実情と見込み量

【見込み量】

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	377	413	454
	人	114	129	142
放課後等デイサービス	人日	3,151	3,342	3,722
	人	299	280	313
保育所等訪問支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	1	1
	人	0	1	1

年間実利用人数・配置者数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人	491	501	551
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	4	2	2

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

【サービス概要】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する。

【実績】

事業実施の有無

サービス名		実施の有無		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

事業実施の有無

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有

② 相談支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。

【実績】

事業実施の有無

サービス名		実施の有無		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

事業実施の有無

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有

③成年後見制度利用支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	知的または精神障がい等で、成年後見制度の利用が必要な人に対し、申立て・報酬助成等の経費の補助を行う。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う。

【実績】

年間あたり利用件数、実施の有無

サービス名		利 用 件 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	5	6	7
	実績値	6	3	4
	達成率	120.0%	50.0%	57.1%
サービス名		実 施 の 有 無		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

年間あたり利用件数、実施の有無

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	5	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有

④意思疎通支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置する。

【実績】

年間あたり派遣件数、設置者数

サービス名		派 遣 件 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	626	676	730
	実績値	610	624	354
	達成率	97.4%	92.3%	48.4%
サービス名		設 置 者 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置事業	計画値	4	4	4
	実績値	4	5	4
	達成率	100.0%	125.0%	100.0%

※令和2年度の設置者数は4月のみ5人

【見込み量】

年間あたり派遣件数、設置者数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	644	668	683
手話通訳者設置事業	人	5	5	5

⑤日常生活用具給付等事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【実績】

年間あたり給付件数

サービス名		給 付 件 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	計画値	15	15	15
	実績値	11	10	4
	達成率	73.3%	66.6%	26.6%
自立生活支援用具	計画値	40	40	40
	実績値	25	17	14
	達成率	62.5%	42.5%	35.0%
在宅療養等支援用具	計画値	15	15	15
	実績値	8	13	13
	達成率	53.3%	86.6%	86.6%
情報・意思疎通支援用具	計画値	25	25	25
	実績値	14	23	16
	達成率	56.0%	92.0%	64.0%
排泄管理支援用具	計画値	2,460	2,630	2,800
	実績値	2,159	2,005	2,083
	達成率	87.7%	76.2%	74.3%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	3	3	3
	実績値	1	5	6
	達成率	33.3%	166.7%	200.0%

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

【見込み量】

年間あたり給付件数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	3	15	15
自立生活支援用具	件	10	40	40
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	32	25	25
排泄管理支援用具	件	2,269	2,240	2,280
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	7	7

⑥手話奉仕員養成研修事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う。

【実績】

年間あたり利用実人数

サービス名		利用実人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	計画値	37	46	57
	実績値	24	34	52
	達成率	64.8%	73.9%	91.2%

【見込み量】

年間あたり利用実人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	45	49	50

⑦移動支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う。

【実績】

年間あたり利用実人数、利用量

サービス名		利用実人数			利 用 量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
移動支援事業	計画値	145	145	145	9,591	9,591	9,591
	実績値	109	104	58	6,622	5,214	1,962
	達成率	75.1%	71.7%	40.0%	69.0%	54.4%	20.4

【見込み量】

年間あたり利用実人数、利用量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	61	110	113
	時間	2,626	6,100	6,280

⑧地域活動支援センター

【サービス概要】

サービス名	内 容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等を行う。

【実績】

年間あたり実施箇所数、利用実人数

サービス名		実施箇所数			利用実人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター	計画値	2	2	2	60	60	60
	実績値	2	2	2	43	36	33
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	71.7%	60.0%	55.0%

【見込み量】

年間あたり実施箇所数、利用実人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人	46	45	47

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な身体障がいのある人を対象に、居宅において移動入浴車による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図る。

【実績】

年間あたり利用回数

サービス名		利 用 回 数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	計画値	97	97	97
	実績値	7	22	0
	達成率	7.2%	22.6%	0%

【見込み量】

年間あたり利用回数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	回	0	53	53

② 日中一時支援事業

【サービス概要】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援する。

【実績】

年間あたり利用実人数

サービス名		利用実人数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	計画値	96	103	110
	実績値	89	71	76
	達成率	92.7%	68.9%	69.0%

【見込み量】

年間あたり利用実人数

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	45	92	95

